

福山港コンテナターミナル指定保税地域の追加指定に関する
公聴会の開催について

関税法第37条第3項の規定に基づき、福山港コンテナターミナル指定保税地域の追加指定について、下記のとおり公聴会を開催するので、同法施行令第31条第1項の規定により公告する。

令和8年1月20日

神戸税関長 馬場 義郎

記

- 1 日 時 令和8年2月17日（火）午後2時から
- 2 場 所 福山港湾合同庁舎3階共用会議室
広島県福山市東手城町2-18-3
- 3 主宰者 神戸税関長
- 4 事 案 福山港コンテナターミナル指定保税地域の追加指定について
- 5 指定保税地域として追加指定をしようとする土地及び岸壁
 - (1) 土地
名 称：福山港コンテナターミナル指定保税地域
(福山港箕島コンテナターミナル)
所在地：広島県福山市箕沖町11番
広島県福山市箕沖町11番地先
面 積：10, 515. 99 平方メートル
区 域：広島県福山市箕島字黒岩470-1の国土地理院三等三角点「蓑嶋」
(北緯34度26分41秒7393, 東経133度24分36秒7488) から61度30分2秒の方向へ引いた線上1, 171. 88メートルの地点P1を起点として、同地点から119度35分6秒の方向へ引いた線上188. 30メートルの地点P4、同地点から209度25分4秒の方向へ引いた線上115. 05メートルの地点P5、同地点から299度25分5秒の方向へ引いた線上48. 30メートルの地点P6、同地

点から 29 度 25 分 5 秒の方向へ引いた線上 80.00 メートルの地点 P7、同地点から 299 度 25 分 5 秒の方向へ引いた線上 140.00 メートルの地点 P8 と起点とを順次結んだ線によって囲まれる土地 10,515.99 平方メートル。

所有者：国土交通省、広島県

管理者：広島県

追加指定をしようとする日：令和 8 年 4 月 1 日

（2）岸壁

名 称：福山港コンテナターミナル指定保税地域

（福山港箕島コンテナターミナル）

所在地：広島県福山市箕沖町 1 1 番地先

面 積：169.47 平方メートル

区 域：広島県福山市箕島字黒岩 470-1 の国土地理院三等三角点「蓑嶋」
(北緯 34 度 26 分 41 秒 7393, 東経 133 度 24 分 36 秒 7488) から 61 度 28 分 38 秒の方向へ引いた線上 1,172.64 メートルの地点 P2 を起点として、同地点から 119 度 35 分 6 秒の方向へ引いた線上 188.30 メートルの地点 P3、同地点から 209 度 25 分 4 秒の方向へ引いた線上 0.90 メートルの地点 P4、同地点から 299 度 35 分 6 秒の方向へ引いた線上 188.30 メートルの地点を P1 と起点とを順次結んだ線によって囲まれる土地 169.47 平方メートル。

所有者：国土交通省

管理者：広島県

追加指定をしようとする日：令和 8 年 4 月 1 日

6 事案の説明

本件の土地については、隣接する福山港コンテナターミナル指定保税地域（福山港箕島コンテナターミナル）と一体的に使用されるものであり、税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るため、供用開始に合わせて指定保税地域として追加指定をしようとするものである。